

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の申請主体の名称

富 山 県

## 2 地域再生計画の名称

とやま観光関連産業活性化計画

## 3 地域再生の取組みを進めようとする期間

平成 1 6 年度から概ね 5 年間

## 4 地域再生計画の意義及び目標

### ( 1 ) 富山県における観光資源について

富山県は、水の王国として知られている。黒部川、神通川、庄川などの県内 7 大河川や市街地を流れる中小河川の流域をはじめ、富山湾とその沿岸地域には、黒部峡谷、宇奈月温泉、黒部ダム、日本の名水百選に選ばれた四つの名水、富山城址公園沿いを流れる松川、二つの閘門を擁する富岩運河、高岡古城公園の堀、氷見海岸・雨晴海岸・ヒスイ海岸など、「水」に関連する観光資源が大変豊富である。しかしながら、それぞれが点として存在し相互の繋がりに欠けること、様々なイベントは行われているが開催時以外の賑わいに欠けること、県内観光地の優位性を上手に P R できていないこと、などにより、これらの観光資源を十分に活用しきれていない現状にあると考えている。

また、県内各地で行われる大小様々な祭・イベントも、各地域がその特色・魅力を活かしながら毎年工夫を凝らして開催しており、多くの観光客が楽しめる大変重要な観光資源となっている。

例えば、9 月 1 ～ 3 日の 3 日間に約 2 5 万人の観光客を集める「越中八尾おわら風の盆」など全国に知られたもののほか、桜が開花する 4 月に全国のチンドンマンが富山市に集い芸と技を競う「全日本チンドンコンクール」や、5 月 1 日に 7 台の山車が土蔵造りの町並みを練り歩く重要有形無形民俗文化財の「高岡御車山祭」など、県内外から多くの観光客が訪れるものもあるが、その他にも地域の人々に愛され親しまれながら開催され大

変魅力的でありながらも、その魅力を上手にＰＲできていないことなどにより、県外での知名度が高まっていないものも多い。

## （２）今後の取り組み

こうしたことを踏まえ、今年度富山県では「河川・水辺空間を活かした観光資源調査」を実施し、水にちなむ観光資源の有効な活用策について、国及び関係市町村とも協議しながら検討を進めたいと考えている。

その手始めとして、県内３５市町村に観光資源として活用したい河川・水辺空間について照会したところ、これまでに２２市町村から４０箇所あまりについて回答があり、今後の取組みとしては、ハード面では駐車場や観光案内板の整備など、ソフト面では新たなイベントの開催や既存イベントの充実、特産品の開発、積極的なＰＲなどが必要であるとされた。

例えば、富山市の中心市街地を流れる「松川」「いたち川」に沿う地域について、観光バス駐車場の整備のほか、屋台村やパラソルショップを設置することによる賑わいの創出、霊水を活用した特産品開発を通じて「街なか観光」を推進していこうという動きがある。

また、黒部市では、日本の名水百選に選ばれた「黒部川扇状地湧水群」の各湧水を観光資源として活用するため、誘導案内表示の整備や新たなイベントの開催、名水関連商品の開発などが必要であると考えている。

この他にも、各地域がその特色を生かした観光振興を進めるための様々な取り組みを行い、富山県全体が元気になる流れを創出する必要がある。

県としては、これらの観光資源をより有効に活用しながら県内の観光振興や産業の活性化を図るため、「河川・水辺空間を活かした観光資源調査」を踏まえ、県及び市町村それぞれが新しく取り組むべき施策を見定め、それに必要とされる前述のようなハード・ソフト両面での整備に際して、各地域のもつ元気な活力をより一層活用できる施策を展開する。

このため、支援措置を活用した地域の取り組みを実施すること重要である。

具体的取組みとしては、

各市町村で行われている祭やイベント等に際しては、その主催者や事業者等が行う必要がある道路・河川の占用（使用）許可等の行政庁への申請（届出）手続について支援措置に沿った取り組みを進め、イベント等の開催により積極的に取り組む

県が平成４年に作成した「観光案内標識デザインマニュアル」を基本として、道路管理主体の如何に関わらず、統一したデザインで観光客により分かりやすい案内標識の設置を進める

県内外の河川敷地の自由使用によるイベント関連等に関する積極的

な取組みを県内に紹介・フィードバックすることにより、県内の観光資源のブラッシュアップと交流人口の増に繋げ、観光関連産業はもとより地域経済全体の活性化を図り、元気な富山県の再生を図ることを目標とする。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

河川敷の弾力的な使用や道路スペースの有効活用により、歩道上や河原での各種イベントの開催やワゴンショップ・飲食店等の営業活動が県内各地で比較的容易に行えるようになること、また観光案内標識の整備により観光客に分かりやすく訪れやすい環境を提供することで、地域の商業・経済活動に活力が生まれ、街のにぎわいの創出と交流人口増が図られ、地域の活性化に繋がっていくと考える。

具体的には、近年 2,700 万人～2,800 万人で推移している本県への観光客入込数を計画最終年の平成 20 年には約 1 割増の 3,000 万人にすることを目標として本計画を進めていくこととする。

## 6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- (1)230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- (2)212002 道路占用許可の弾力化
- (3)212029 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入
- (4)212031「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
- (5)230007 案内標識に関するガイドラインの策定

## 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業 ＜関連する県実施事業＞

「河川・水辺空間を活かした観光資源調査」(県単独事業)

(具体例として想定される内容)

富山市中心部(松川、いたち川、富岩運河環水公園等)における賑わいの創出

= 駐車場整備、屋台村、パラソルショップ等

高岡市古城公園の堀端を活用しての賑わいの創出

= ワゴンショップ、茶屋、既存イベントの活用等

黒部市生地地区の黒部川扇状地湧水群を活用しての賑わいの創出

= 誘導案内表示の整備、イベント開催、特産品開発等

1 支援措置の番号及び名称

番号：230001（警察庁、国土交通省所管）

名称：道路使用許可・道路占用許可の手續改善

2 支援措置を受けようとする者

富山県、市町村

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県内の各市町村においては、地域の特色を生かし、工夫を凝らした祭・イベントが多数開催されている。例えば、9月1～3日の3日間に約25万人の観光客を集める「越中八尾おわら風の盆」や、桜が開花する4月に全国のチンドンマンが富山に集い芸と技を競う「全日本チンドンコンクール」などでは、道路上で郷愁ある踊りやユーモアあふれるパレードが繰り広げられているが、これらの多くは、毎年ほぼ同じ内容で道路占用許可及び道路使用許可を得て開催している。

県としては、平成16年度中に示される通達の内容に沿って、一方の窓口への一括申請が可能となれば、許可申請者の負担が軽減されることから、こうした取組みを各市町村にフィードバックして、県内全市町村がこのメリットを享受できるような環境づくりを進め、祭・イベントを開催しやすい県を目指す。

< 実施スケジュール >

平成16年度 具体化された支援措置の周知

平成17年度以降 各地域における支援措置の活用・実施

## 1 支援措置の番号及び名称

番号：2 1 2 0 0 2（国土交通省所管）

名称：道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）

## 2 支援措置を受けようとする者

富山県、市町村

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県内の各市町村においては、地域の特色を生かし、工夫を凝らした祭・イベントが多数開催されている。例えば、9月1～3日の3日間に約25万人の観光客を集める「越中八尾おわら風の盆」や、桜が開花する4月に全国のチンドンマンが富山に集い芸と技を競う「全日本チンドンコンクール」などでは、道路上で郷愁ある踊りやユーモアあふれるパレードが繰り広げられている。

また、今年度県では「河川・水辺空間を活用した観光資源調査」を実施し、県内各地の「水」にちなんだ観光地及びその周辺道路の活用方策について今後検討を進めることとしている。

これらの場所は、フリーマーケットやオープンカフェ、ワゴンショップなど、地域住民や民間事業者が多様な経済活動を行う場所としても重要な役割を果たしている。

県としては、こうした活動も地域の元気を取り戻す契機と捉え、今後示される本支援措置に沿って地域活動の円滑化を図るとともに、本支援措置の活用に関する各市町村の意向を踏まえて、民間事業者や地域の住民がこれらの活動を行いやすい仕組みづくりを行うこととする。

## &lt; 実施スケジュール &gt;

平成 16 年度            具体化された支援措置の周知

平成 17 年度以降    各地域における支援措置の活用・実施

## 1 支援措置の番号及び名称

番号：2 1 2 0 2 9（国土交通省所管）

名称：道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

## 2 支援措置を受けようとする者

富山県、市町村

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県内の各市町村においては、地域の特色を生かし、工夫を凝らした祭・イベントが多数開催されている。例えば、9月1～3日の3日間に約25万人の観光客を集める「越中八尾おわら風の盆」や、桜が開花する4月に全国のチンドンマンが富山に集い芸と技を競う「全日本チンドンコンクール」などでは、道路上で郷愁ある踊りやユーモアあふれるパレードが繰り広げられているが、これらのイベントのうち、商工会や観光協会等が主催するものは、毎年ほぼ同じ内容であっても、道路占用許可及び道路使用許可に時間を要するものが多いとの指摘がある。

各市町村においては、この手続きの簡素化を望む声が多い。具体的には県内35市町村のうち、これまでのところ14市町村から「市町村や公的団体主催の行事催事に関する手続きの簡素化」など、市町村主導による路上イベント等の実現を望む声が挙がっている。

県としては、平成16年度中に示される通達の周知を図り、市町村がイベント開催に際しての地域の合意形成に積極的に取り組むことを前提として、占用許可申請の際に市町村長が適切な意見を付すことにより、より簡素で効率的な道路使用許可・道路占用許可手続きを実践するとともに、こうした取り組みを各市町村にフィードバックして、県内全市町村がこのメリットを享受できるような環境づくりを進め、許可申請者の負担軽減を図る。

### < 実施スケジュール >

平成16年度 具体化された支援措置の周知

平成17年度以降 各地域における支援措置の活用・実施

## 1 支援措置の番号及び名称

番号：2 1 2 0 3 1（全国、国土交通省所管）

名称：「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

## 2 支援措置を受けようとする者

富山県、市町村、イベント実行委員会

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

今年度県においては、「河川・水辺空間を活用した観光資源調査」を実施し、「水」にちなんだ観光地・観光資源に関する今後の活用策について検討を進めることとしており、現在、県内各地における観光資源のリストアップと今後必要な取組みについて、各市町村に対し照会しているところである。

また、県内の多くの河川敷では、「越中大門凧まつり」や「リバーフェスタ」「花火大会」など工夫を凝らしたイベントを、四季を通じて開催しているところであり、河川の占用許可手続の必要性を改めて検証することが必要となっている。

県としては、県内における先進的な取組みを収集するとともに、16年度中に配布される予定の事例集を参考としながら、河川敷地における各々のイベント利用の柔軟化、拡大を図る。

### < 実施スケジュール >

|            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 平成 16 年度   | 「河川・水辺空間を活用した観光資源調査」の実施<br>各市町村における支援措置の活用方法の検討 |
| 平成 17 年度以降 | 各許可権者との調整、支援措置の活用・実施                            |

## 1 支援措置の番号及び名称

番号：230007（全国、国土交通省所管）

名称：案内標識に関するガイドラインの策定

## 2 支援措置を受けようとする者

富山県、市町村

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県では、平成4年に作成した「観光案内標識デザインマニュアル」を基本として、県内各市町村と連携しながら、統一したデザインでの案内標識の設置を進めてきたところである。

しかしながら、一部の国道においては、案内標識に使用する色、デザインに関する協議が国と整わなかったこともあり、設置したいポイントに標識が設置できなかったというケースも散見されたところである。

県としては、観光客の利便性向上のためには、道路管理主体の如何に関わらず、統一した案内標識の設置が必要であると考えており、今年度中に示される国の観光活性化標識ガイドラインを踏まえ、現在の県の「観光案内標識デザインマニュアル」の内容の見直しを行い、国、県、市町村が連携・調整しながら、国道、県道、市町村道の区別なく、同じデザインの案内標識の設置が実現されるよう取り組みを進める。

これと併せて、ビジット・ジャパン・キャンペーンにも呼応して、今後は、対岸諸国である中国・韓国・台湾をはじめとした外国人観光客にも分かりやすい外国語併記の観光案内標識の設置にも積極的に取り組んでいきたい。

### < 実施スケジュール >

|          |                                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年度   | 国発出予定の「観光活性化標識ガイドライン」と「観光案内標識デザインマニュアル」との比較検討及び「観光案内標識デザインマニュアル」の見直し<br>各市町村における支援措置の活用方法の検討 |
| 平成17年度以降 | 国、市町村と調整を進め、同一のデザインでの案内標識整備を推進                                                               |